

(別紙1)

大崎上島町地域協議会規約

平成20年7月26日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、大崎上島町地域協議会（以下「地域協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 地域協議会は、主たる事務所を「NPOかみじまの風」に置く。

〒725-0301 広島県豊田郡大崎上島町中野1834番地

(目的)

第3条 地域協議会は、地域力を発掘する為、ふるさとづくり計画を策定し、大崎上島の自立の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 農山漁村地域力発掘支援モデル事業に関する事。
- 二 地域協議会は、前項に関する事務の一部を委託することができる。

第2章 構成員等

(地域協議会の構成員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 大崎上島町
- 二 大崎上島町教育委員会
- 三 町議会各常任委員会
- 四 広島商船高等専門学校
- 五 大崎上島町区長会連合会
- 六 大崎上島町観光協会
- 七 大崎上島町商工会
- 八 FFアイランド大崎会
- 九 NPO法人かみじまの風

(届出)

第6条 構成員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の構成員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、地域協議会は、その総会の開催日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席構成員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の事前に、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 農山漁村地域力発掘支援モデル事業の実施に関すること。
- 五 その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 地域協議会規約の変更
- 二 地域協議会の解散

三 構成員の除名

四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 会員の現在数、当該総会に出席した構成員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、理事会を置く。

2 理事会は、第7条の会長、副会長及び第22条第2項の事務局長並びに次の各号に掲げるもの(各組織からの担当者)をもって組織する。

一 大崎上島町

二 大崎上島町教育委員会

三 町議会各常任委員会

四 広島商船高等専門学校

五 大崎上島町区長会連合会

六 大崎上島町観光協会

七 大崎上島町商工会

八 FFアイランド大崎会

九 NPO法人かみじまの風

3 理事会は必要に応じ会長が召集する。

(理事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、理事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関する事。
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事。
- 三 その他理事会において必要と認めた事項に関する事。

2 理事会において、前項第一号にあつては総会開催の直前に、第二号及び第三号にあつては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 地域協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程

第7章 会計

(事業年度)

第24条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第25条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農山漁村地域力発掘支援モデル事業の助成金
- 二 自己資金
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第26条 地域協議会の事務に要する経費は、第25条の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第27条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 地域協議会の出納監査は監事によって行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報告)

第29条 会長は、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1876号。以下「要綱」という。）、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第1877号。以下「要領」という。）、農山漁村地域力発掘支援モデル事業交付要綱（平成20年4月1日付け19農振第1877号。以下「交付要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を中四国農政局長に提出しなければならない。

- 一 当該年度の評価検証結果報告書又は活動結果報告書
- 二 次年度のふるさとづくり計画
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書
- 四 実績報告書

第8章 地域協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第30条 この規約を変更した場合は、中四国農政局長に報告するものとする。

(届出)

第31条 第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく中四国農政局長に届け出なければならない。

(地域協議会が解散した場合の地位の継承)

第32条 地域協議会を解散した場合には、NPOかみじまの風にその地位を継承するものとする。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては中四国農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、理事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年7月26日から施行する。
- 2 地域協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月末日までとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本地域協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 改正 平成20年 8月27日
改正 平成20年11月29日